

令和元年第3回笠松町議会定例会会議録（第1号）

令和元年9月3日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	6番	伏 屋 隆 男
副 議 長	1番	竹 中 光 重
議 員	3番	尾 関 俊 治
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	那 波 哲 也
総 務 課 長	佐々木 正 道
企 画 課 長	山 内 明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	平 岩 敬 康
書 記	早 崎 千 穂

1. 議事日程（第1号）

令和元年9月3日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議員派遣の件について
- 日程第5 第3号報告 平成30年度笠松町健全化判断比率の報告について
- 日程第6 第4号報告 平成30年度笠松町資金不足比率の報告について
- 日程第7 第46号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第8 第47号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第9 第48号議案 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- 日程第10 第49号議案 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第11 第50号議案 笠松町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 第51号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 第52号議案 笠松町多目的運動場条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 第53号議案 笠松町行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 第54号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 第55号議案 笠松町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について

- 日程第17 第56号議案 笠松町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 第57号議案 笠松町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 第58号議案 円城寺雨水調整池（機械設備）整備工事請負契約の締結について
- 日程第20 第59号議案 町道の路線認定について
- 日程第21 第60号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 第61号議案 令和元年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 第62号議案 令和元年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 第63号議案 令和元年度笠松町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 第64号議案 平成30年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 第65号議案 平成30年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 第66号議案 平成30年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 第67号議案 平成30年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 第68号議案 平成30年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第30 第69号議案 平成30年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について

開会 午前10時00分

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。よって、令和元年第3回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

3番 尾 関 俊 治 議員

10番 長 野 恒 美 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（伏屋隆男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（平岩敬康君） それでは、1点御報告申し上げます。

監査委員より令和元年度6月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 次に、理事者の報告を求めます。

町長。

○町長（古田聖人君） 工事請負契約の締結で、第1水源地機械電気計装設備工事1件、松枝処理分区（58工区）管渠埋設工事1件、北及汚水幹線管渠埋設工事1件、以上3件であります。契約金額、規約の相手方、工期、工事内容等、詳細につきましては、お手元の議案資料1ページから5ページをお目通しください。以上であります。

○議長（伏屋隆男君） 以上、御了承願います。

日程第4 議員派遣の件について

○議長（伏屋隆男君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、閉会中の議員派遣を行うことに決しました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣の件について変更を要するものについては、その措置を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件について変更を要するものについての措置は、議長に委任することに決しました。

日程第5 第3号報告、日程第6 第4号報告及び日程第7 第46号議案から日程第30 第69号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第5、第3号報告、日程第6、第4号報告の2報告、日程第7、第46号議案から日程第30、第69号議案までの24議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次説明願います。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日提出をさせていただきました案件は、健全化判断比率の報告1件、資金不足比率の報告1件、固定資産評価審査委員会委員の選任同意1件、人権擁護委員候補者の推せん1件、笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例ほか9件の条例案件10件、円城寺雨水調整池（機械設備）整備工事請負契約の締結1件、町道の路線認定1件、令和元年度一般会計ほか3件の補正予算4件、平成30年度一般会計ほか4件の決算認定5件、平成30年度水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分1件、以上、報告を含め26件の案件であります。

このうち議案書3ページの第46号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、固定資産評価審査委員会委員の棚橋重廣氏及び野々垣隆氏の任期が令和元年9月22日をもって満了することに伴い、引き続き両氏を同委員に選任するため、町議会の同意を求めるものであります。

次に、議案書の4ページ、第47号議案 人権擁護委員候補者の推せんにつきましては、人権

擁護委員の杉山詞一氏及び瀨瀬英子氏の任期が令和元年12月31日をもって満了することに伴い、引き続き両氏を同委員候補に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会の同意を求めるものであります。

そのほかの案件につきましては、副町長より詳細説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（伏屋隆男君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第3号報告 平成30年度笠松町健全化判断比率の報告についてであります。

こちらは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

まず、1つ目の実質赤字比率についてであります。一般会計における実質赤字が標準財政規模に占める割合であります。実質赤字がないためハイフンの表示としております。

2つ目の連結実質赤字比率でございます。こちらは全ての会計における実質赤字額、黒字額及び資金不足額、剰余額を合計して、赤字額がある場合にその額が標準財政規模に占める割合であります。こちらも連結実質赤字がないためハイフンの表示としております。

それから、3つ目の実質公債費比率は6.5%であります。地方債の元利償還金だけでなく、公営企業債の元利償還金に対する繰入金など、実質的な公債費の額が標準財政規模に占める割合であります。こちらは一部事務組合も含んだものでございます。

4つ目の将来負担比率は81.0%でありました。こちらは地方債現在高、債務負担行為による支出予定額、こちらも一部事務組合等を含んでおります。将来的に支出することが見込まれる負担額から、基金や交付税算入予定額等、将来負担額に充当できる財源を控除した残額が標準財政規模に占める割合であります。

以上、平成30年度決算に基づく笠松町の健全化判断比率は、4指標とも国の定める適正基準の範囲内となっております。

続きまして、2ページの第4号報告 平成30年度笠松町資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

公営企業会計、笠松町では水道事業と下水道事業特別会計がありますが、こちらにおける資金の不足額がその事業規模に占める割合であります。資金不足がないため、こちらもハイフン表示となっております。

以上が報告でございまして、続きまして、5ページをお開きいただきたいと思います。議案資料では、6ページから11ページにわたっております。

第48号議案 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、一般職非常勤職員の任用根拠を明確化するため、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員に対する給与及び費用弁償について新たに条例を制定するもので、26条立ての条例となっております。また、会計年度任用職員制度への移行に伴い、附則において関係条例の規定整備を行うものであります。

なお、学校教育における非常勤講師、笠松町では非常勤講師とか特別支援教育アシスタント、アシスタントティーチャー、心の相談員の方が見えるわけですが、こちらは教育委員会で任用することで、教育委員会のほうで協議が済んでおります。

今回、本条例を提出しましたが、12月に人事院勧告を受けて、一般職の給与改定とあわせて会計年度任用職員の給料表もまた改めて改正する予定ですので、よろしく願いいたします。

まず第1条の趣旨ですが、制定理由のとおり趣旨を規定しております。

第2条では、この会計年度任用職員の給与について規定しておりまして、給与とは、地方公務員法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員、これ以降はフルタイム会計年度任用職員と表現させていただきます。こちらにあっては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいひまして、同項第1号によって採用された会計年度任用職員、こちらは、これ以降はパートタイム会計年度任用職員と表現させていただきますが、こちらにあっては、報酬及び期末手当ということになります。

3条から13条までは、フルタイム会計年度任用職員に対する給与の整備をしております。なお、現在のところ、笠松町としては、一般職と同じように働いていただくフルタイム会計年度任用職員の予定はしておりません。

まず3条では、フルタイム会計年度任用職員の給料についてうたっておりまして、こちらは別表第1に定める給料表によることとなります。

第4条でその職務の級を決めるわけですが、こちらは別表第2に定める級別基準職務表により決定することとなります。2級が資格といひますか、保健師等の免許があるなしで、ある方を2級、ない方が1級ということによって決定することとなります。

第5条がフルタイム会計年度任用職員の号給ですが、こちらの号給は町の規則で定める基準、職種別基準表に定める基礎号給により任命権者が決定することとなります。

第6条が給料の支給についてですが、こちらは一般職の給与に関する条例第7条に規定する給料の計算期間及び第8条の給料の支給開始、終了に関する規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用するという規定でございます。

7条では通勤手当、8条では時間外勤務手当、9条では休日勤務手当、第10条では給料の端数処理の規定、11条では、これまでなかった期末手当のことを規定しております。給与条例第

18条から第18条の3までの期末手当に関する規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について、一般職の規定を準用するという規定を設けております。また、一会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときが期末手当の支給対象となります。そして6月に期末手当を支給する場合においては、前会計年度から連続した任期が6月以上に至ったときは、期末手当の支給対象となるものであります。これは一般職、議員さんと同じであります。

12条では、フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の計算の仕方を規定しております。

13条では、その給与の減額についてを規定しております。フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないとき、もちろん年休は別としてということでございます。その勤務しない1時間につき、先ほど前12条で規定する勤務1時間当たりの給与額を減額するという規定を行っております。

以上がフルタイム会計年度任用職員の規定でございます。14条から第25条までがパートタイム会計年度任用職員に対する給付の整備を行っております。

14条では、まずパートタイム会計年度任用職員の職務の級ですが、こちらはフルタイムと同じ規定でございます。

第15条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬についてでありまして、基準月額、第5条のフルタイム会計年度任用職員の給与の決定の方法に準じ決定した額としまして、まず月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分、8時半から17時15分までの5日間ですね。38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とします。日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を22で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とするということになります。そして、時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を170.5で除して得た額となります。

16条では、時間外勤務に係る報酬、17条では、休日勤務に係る報酬、18条では、報酬の端数処理、19条では、こちらも新しく期末手当の関係を規定しております。給与条例第18条から第18条の3までの期末手当に関する規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員、1週間当たり勤務時間が著しく少ない者として町の規則で定める方については除きますが、これについては、先ほどの給与条例の18条から等の規定を準用いたします。

今言いました1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町の規則で定める方は、所定労働時間が週20時間未満の者ということになります。一会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上になったときは、期末手当の支給とします。そして6月

に期末手当を支給する場合においても、先ほどのフルタイムと同じ規定となります。

第20条でパートタイム会計年度任用職員の報酬の支給についての規定を行っておりまして、月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員の報酬は、月の1日から末日までを計算期間として町の規則で定める期日に支給します。もちろん町の規則は21日が支給日になっております。日額または時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員の報酬は、その者の勤務日数または勤務時間に応じて町の規則で定める期日に支給するというところで、町の規則で定める期日は、報酬の計算期間は、任用の当初が同一月中の10日以前である場合は同日までの期間、その後の任用については11日以降翌月10日までの期間として、これらの期間の報酬は21日に支給されます。

21条では、パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額を規定しております。それぞれ先ほどと同じように、月額、日額、それから時間額による報酬の出し方の規定しております。

22条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額についての規定をしております。こちらも先ほどのフルタイムと同じような規定でございます。

23条では、会計年度任用職員の給与からの控除についての規定をしております。給与条例第22条の規定を準用するというものでございます。

第24条では、パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償についての規定を行っております。パートタイム会計年度任用職員が給与条例第11条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給します。この通勤に係る費用弁償の額については、1週間に割り振られる勤務日数に応じて、週以外に期間によって勤務日数が定められている者については、一定の年度に割り振られる勤務日数に応じて、別表の第3に掲げる額及び交通機関の利用に係る運賃を支給するという規定でございます。

第25条では、パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償についての規定を行っております。この場合、支給は行政職の給料表における2級以下に相当する額を支給することになります。

26条では委任ということで、また必要な事項は町長が別に定める規定を行っております。

そして、附則の第2条関係では、職員の分限に関する条例の一部を改正しております。附則の第3条関係は、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正しております。附則の第4条関係では、職員の育児休業に関する条例の一部改正を行っております。附則の第5条では、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正を行っております。また、6条関係では、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正を行わせていただきました。そして、附則の第7条では、職員等の旅費に関する条例の一部改正を行っております。

施行期日は、令和2年4月1日ということになります。

以上が、会計年度任用職員の関係でございます。

議案書の23ページをお開きいただきたいと思います。

第49号議案 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律、これが令和元年6月7日に成立し、6月14日に公布、施行されたことに伴い、関連する4つの条例について所要の規定整備をさせていただくものであります。この一括整備法により成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを事由として不当に差別されないよう、187の法律で成年被後見人等に係る欠格事項その他の権利の制限に係る措置の見直しが行われたことに伴い、改正が必要となる条例の整備を行うものであります。

まず地方公務員法関係で、こちらの地方公務員法の16条で欠格条項ということで、次の各号に該当する者は選考を受けることができないという規定があったわけですが、こちらの第1号の「成年被後見人又は被保佐人」が削除されることにより町のほうの条例を改正するものでございます。改正条例の1条関係ですが、笠松町職員の給与に関する条例で、第18条、第18条の2、19条、第20条関係の期末・勤勉手当の支給に関し、除外規定として、「法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」という部分を削除するものであります。

改正条例の2条関係ですが、笠松町職員等の旅費に関する条例の改正を行います。こちらも地方公務員法の一部改正に伴い、旅費の支給に関し引用条項にずれが生ずるため、規定整備を行うものであります。

1つ飛んで改正条例の第4条関係ですが、笠松町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例ですが、こちらは成年被後見人等は消防団員となることができないとする規定を削除し、そのほか所要の規定を整備するものであります。

そして、もう一つは、児童福祉法関係ですが、こちらは児童福祉法の第34条の20で、養育里親の欠格事由等ということで、本人またはその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親、養子縁組里親となることができないということで、第1号で成年被後見人又は被保佐人というのが削除されますので、笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を整備するものであります。こちらは改正条例の第3条関係ですが、児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業を行う保育者要件に関し、引用条項ずれが生ずるため規定整備を行うものであります。

以上が内容でございます、施行期日は公布の日で、改正条例の第1条、第2条及び第4条の規定は、令和元年12月14日から施行ということになります。

続きまして、議案の25ページをお開きいただきたいと思います。

第50号議案 笠松町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏 —— 旧姓です —— の記載が可能となるよう、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、印鑑登録事務においても旧氏を取り扱えるよう、国の印鑑登録証明事務処理要領が改正されました。この改正に伴い、旧氏を取り扱いが可能となるよう、笠松町印鑑条例の一部を改正するものであります。

なお、住民票については法律等に基づき事務を行っており、町の条例等はありませんので、住民票に関する改正は今回ございません。

内容といたしましては、住民票に旧氏が記載されている場合において、印鑑登録を行う印鑑について旧氏を使用することを可能とするもので、また印鑑登録証明書に旧氏を記載するための改正を行うほか、あわせて規定の整備を行うものであります。

なお、この旧氏とは、その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍または除かれた戸籍に記載または記録がされているものであります。

改正は以上でございます。施行日は、令和元年11月5日であります。

27ページをお開きいただきたいと思います。

第51号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正及び当町の学校給食費会計が公会計へ移行することに伴い、笠松町災害弔慰金等支給審査委員会及び笠松町学校給食用物資選定委員会を設置し、委員に対して報酬を支給するため所要の規定整備を行うものであります。

また、先ほどの48号議案の地方公務員法の一部改正により、当町の非常勤特別職職員及び臨時雇用職員の雇用のあり方が見直され、会計年度任用職員に移行されることに伴い、所要の規定整備を行うものであります。

まず災害弔慰金等支給審査委員会委員、この後の57号議案で出てきますが、日額5,400円を新規として制定するものであります。災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する事項を調査・審査するための審議会等合議制の機関として審査委員会を新たに設置するものとし、報酬額については、防災会議委員等と同額とするものであります。

そして、第2条関係の学校給食用物資選定委員会委員ですが、こちらは日額3,600円を規定いたします。笠松町学校給食用物資選定要綱に基づき選定委員会を設置するものとし、報酬額については、1回の委員会の所要時間が給食センター献立委員会と同程度であることから、その献立委員と同額とするものであります。

それから、3条関係ですが、公民館長、月額18万円を削除いたします。現在、公民館長の職は一般職で配置しているところであり適用がないこと、今後、非常勤職員を配置することとなる場合であっても、先ほどの会計年度任用職員を充てるということから、報酬月額を定めた本

規定から削除するものであります。

施行期日は公布の日で、ただし、学校給食用物資選定委員会委員については、令和2年3月1日、公民館長については、令和2年4月1日からの適用となります。

続きまして、30ページをお開きいただきたいと思います。

第52号議案 笠松町多目的運動場条例の一部を改正する条例についてであります。

笠松町多目的運動場は、一般財団法人岐阜県サッカー協会を指定管理者として指定しておりますが、指定管理者との協議により、今後の大規模改修に備えるため、令和2年4月1日から使用料について改正するとともに所要の規定改正を行うものであります。

資料22ページをお開きいただくとわかると思いますが、使用料の改正を行います。「別表に定める使用料」を「別表に掲げる額に消費税等相当額を加えた額の使用料」に改めるものであります。

それから、別表の改正であります。現行料金に対し、運動場A・B、そして照明使用料とも直近3年間の実績、使用料とか維持管理費の実績であります。これと、今後3年間の指定管理料、そして、今後見込まれる経費、具体的には人工芝の張りかえとか、発電機更新の積立金等でございますが、これから算出し、値上げの改正案といたしました。多目的運動場Aは天然芝であります。1時間当たり「1,200円」を「2,000円」に、それから多目的運動場B（人工芝）「1,000円」を「1,600円」に、それから、夜間照明使用の場合の加算金を「2,000円」から「2,300円」にそれぞれ改正するものであります。

施行期日は、令和2年1月1日であります。

経過措置でございますが、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例とさせていただきます。

31ページをお開きいただきたいと思います。

第53号議案 笠松町行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律が公布され、令和元年10月1日より消費税が税率10%に引き上げられることに伴い、行政財産の目的外使用に係る使用料に関し、所要の規定整備を行うものであります。第2条の使用料の額等を消費税率の変更ということで「100分の108」という記載を「消費税等相当額を加えた額」に変更するものであります。

施行期日は、令和元年10月1日であります。

経過措置として、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例によることとなります。

以上が53号議案であります。

32ページをお開きください。

第54号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域密着型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行及び子ども・子育て支援法施行令の改正により、令和元年10月から実施される幼児教育・保育の無償化に伴い、所要の規定整備を行うものであります。

まず第3条の利用者負担額の改正であります。1号認定及び2号認定に該当する者ですが、こちらの負担額をゼロ円と改正いたします。そして3号認定に該当する者のうち、市町村税非課税世帯のみ負担額をゼロと改正するものであります。

以上の改正に伴い、1号認定の利用者負担額徴収基準表、資料の別表第1を削除し、2号、3号認定の利用者負担額徴収基準表、別表の第2から3歳以上児の列を削除し、3号認定のみの表とし、第2階層までをゼロ円とする改正を行います。

そして、2条、3条の関係ですが、こちらは用語の改正を行っているものでございまして、無償化に当たり、従来の教育・保育給付の対象外となる施設やサービスについても対象とするため、子育てのための施設等利用給付が創設され、教育・保育給付と同様の認定手続等が設けられました。これに伴い、子育てのための施設等利用給付にかかわるものとの区別のため、従来の教育・保育給付にかかわる用語が「支給認定」から「教育・保育給付認定」に改められたため、条例内の用語改正を行うものであります。

施行期日は、令和元年10月1日であります。

35ページをお開きいただきたいと思っております。

第55号議案 笠松町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらも社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律が公布され、令和元年10月1日より消費税が税率10%に引き上げられることに伴い、占使用等に係る占用料等に関し、所要の規定整備を行うものであります。

なお、土砂等の採取以外の占用料については、土地の貸し付けであるため、消費税法第6条の規定に基づき消費税は課されません。また、「水資源開発公団」は「独立行政法人水資源機構」へ改組され、日本道路公団は民営化されたことに伴い、字句の整理を行っております。

内容としては、公団等の関係の字句の整理を7条で改正を行っております。

それから、別表の第19条関係ですが、占用料等の変更を行っております。内税表示を今回から外税表示に改めます。土砂等の採取に掲げる1立方メートルにつき1年の金額をそれぞれ、砂利を「210円」から「200円」、土砂または砂を「210円」から「200円」、れきについては「210円」から「200円」、玉石については「168円」から「160円」、転石については「168

円」から「160円」に、まず消費税を抜いた額に戻しております。そして、別表の備考に「土砂等の採取に係る産出物採取料は、別表に掲げる額に消費税等相当額に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税を加えた額とする。」というものを加えております。

施行期日は、令和元年10月1日で経過措置を設けております。

以上が55議案で、37ページからは56号議案、こちらは笠松町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらにも社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正する法律が公布され、令和元年10月1日より消費税が税率10%に引き上げられることに伴い、道路占用料に乗ずる率に関し、所要の規定整備を行うものであります。

また、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令が施行され、道路法施行令第7条において、太陽光発電設備及び風力発電設備、こちらは第2号ですが、及び津波からの一時的な避難所としての起用を有する堅固な施設、こちらは第3号ですが、これが追加されたことに伴い、道路占用料徴収条例の別表中に引用していた工事用施設及び工事用材料の条項が繰り下がったため所要の規定整備を行うもので、内容については説明を省略させていただきます。

施行期日は、令和元年10月1日からで、こちらにも経過措置をつけております。

39ページをお開きいただきたいと思っております。

第57号議案 笠松町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正され、災害弔慰金及び見舞金の支給に関して審議会等合議制の機関を置く旨が努力義務として規定されたことに伴い、本町においても審査会を設置するため、所要の規定整備を行うものであります。

また、災害援護資金の償還金の支払猶予、免除、一時償還、違約金について、従来、施行令に規定されていた事項が法令に規定される等の改正がなされたため、その改正にあわせて引用条項の整備を行うものであります。

議案資料の31ページをお開きいただくとわかるかと思っておりますが、条例第16条関係で、まず笠松町災害弔慰金等支給審査委員会の設置であります。これまで多くの自治体は、この委員会を置かずに災害弔慰金の支給について、災害の直撃により死亡した場合以外等の災害関連死の疑いがある場合は、自治体が支給の可否を判定しておりました。この審査会は支給決定の迅速化の観点から、市町村ごとに合議制の機関を置くよう努めることとされ、当町においても設置するものであります。

委員会は合議制の機関で、構成としては、委員の総数は4人から7人を想定しております。内容としては、医師、弁護士、町職員、その他大学教授等を想定しております。まだ決定はしていません。

そして、先ほどの資料の上段のほうですが、条例第15条第3項の関係ですが、こちらは災害援護資金の償還金の支払猶予、免除等についての規定を行っておりまして、今回の法改正により、災害援護資金償還未済額の全部、もしくは一部の償還を免除するか否かの判断のため、必要に応じ、災害援護資金の貸し付けを受けた者、もしくはその保証人に報告を求め、または官公署に必要な文書の閲覧や資料提供を求めることができる旨を新たに規定されたほか、従来の償還金の支払猶予、免除等について、法による明確化などの規定整備が行われたことに伴い、この引用条項等の整備を行うものであります。

以上が改正内容でありまして、施行期日は、公布の日であります。

40ページの第58号議案 円城寺雨水調整池（機械設備）整備工事請負契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、円城寺雨水調整池（機械設備）整備工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

議案の資料の32ページに詳細がついております。

8月26日に開札を行っております。

契約金額は、消費税込みで6,696万円。

契約の相手方は、岐阜市早田栄町4丁目28番地の朝日設備工業株式会社であります。

契約の方法につきましては、事後審査型の一般競争による電子入札を行いました。入札参加希望者は2社で、入札参加も2社でありました。

工期は、契約締結の日から令和2年3月19日までで、工事場所は円城寺地内であります。

工事概要は記入のとおりでありまして、ポンプ2台を設置するものであります。

関連工事として、電動ワイヤーロープ式転倒ゲートを4門、そして、スクリーンを4面設置するという工事内容となっております。

以上が工事関係の議案でございます。

41ページの第59号議案 町道の路線認定についてであります。

道路法第8条の規定により、町道の路線認定について町議会の議決を求めるものであります。

北及地内の宅地開発により設置された私有道路について、町道編入審査委員会において規格に適合しているかどうか等、適否について審査を行った結果、町道に編入することとするものであります。北及72号線で起終点とも北及地内、場所は北及高坪地内であります。延長は64メートルで、幅員は6メートルから転回広場の部分は13メートルとなっております。

〔「休憩」の声あり〕

○議長（伏屋隆男君） 提案説明の途中ですが、11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

では、提案理由の説明の続きをお願いします。

○副町長（川部時文君） 議案書の42ページをお開きいただきたいと思います。

第60号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

補正額は1億9,237万9,000円であります。

歳出のほうから御説明申し上げます。50ページをお開きいただきたいと思います。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第7目 国際交流事業費であります。この秋、実施します青少年海外派遣事業の関係でございますが、笠松中学校の同行者1名を増加することにより特別旅費を29万7,000円増額させていただきます。

同じく第2項 企画費、第1目 企画総務費ですが、こちらは岐阜工業高等学校と連携して実施いたします名鉄笠松駅イルミネーションの設置費用の一部を企業からの広告掲載料で賄う目的で広告掲載企業を募集いたしましたところ、当初の予定を超える申し込みがあったため、この全額を岐阜工業高校へ交付するため、補助金を33万円増額するものであります。当初予算は30社30万円でありました。

それから、第6目 自治体ポイント推進事業費であります。こちらは消費税率の引き上げに伴う反動減対策として、2020年7月に実施を予定しているマイナンバーカードを活用した消費活性化策の実現に向けた環境整備に伴う費用を189万円増額する補正であります。内容としては需用費で、消耗品として封筒とかカードリーダーで10万5,000円、それから印刷製本として25万円、そして自治体ポイント環境整備事業委託料、商工会への委託料ですが、153万5,000円を補正するものであります。財源は全て国の個人番号カード利用環境整備費補助金であります。

第4項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費ですが、こちらは閣僚会議によるマイナンバーカードの普及とマイナンバーカードの利活用の促進に関する方針の決定に基づき、今後、増加するマイナンバーカードの交付のための休日窓口の開設等による時間外勤務手当74万1,000円及び暗証番号等の設定のための総合端末機を現在の1台から3台に増設して、環境整備することによる費用の増額を合計で51万8,000円補正するものであります。この補正は一般財源で補正しておりますが、今後、国庫補助金の対象となる予定であります。

もう一つ、委託料で167万4,000円の説明欄に情報センター委託料というのがございますが、

こちらは令和元年11月5日に施行されるマイナンバーカード等の記載事項の充実、旧氏併記です。これによる印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、町の印鑑登録証明書へも旧氏を併記できるシステム改修による増額を138万6,000円行っております。

51ページですが、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費ですが、こちらは矯正施設所在自治体会議への加入に伴う負担金を1万円補正させていただきます。それから、介護保険特別会計の平成30年度の事業精算に伴い、減額補正を行っております。

そして、第3目 老人福祉費ですが、こちらは当初予算に計上してありました介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金の補助単価変更による増額を11万5,000円補正しております。長池の社会福祉法人の高佳会という対象であります。財源は全て県の補助金であります。

第4目 障害福祉費ですが、まずこちらは、障害者総合支援システムの保険者伝送通信用端末のウィンドウズ7サポートが終了することから、ウィンドウズ10を導入し、改修に伴う委託料を7万1,000円増額しております。また、平成30年度障害者自立支援給付費等の国・県負担金の精算に伴い、返還金が生ずるため753万3,000円増額補正をしております。

第5目 福祉医療費ですが、こちらでも平成30年度福祉医療費助成事業補助金の精算に伴い、返還金が生ずるため724万2,000円増額補正をいたしております。

そして、第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費ですが、こちらは笠松保育園の施設改修の関係ですが、職員室の一部を乳児室にするに当たって床面積の張りかえが必要となったことによる工事費増に伴う、この笠松保育園施設改修補助金を354万6,000円増額補正するものであります。先般お話ししましたように、当初3年計画でありましたが、昨年と今年度で事業を完了される予定であります。2分の1が国庫補助金で、町の補助金が4分の1であります。

第3目 子育て支援推進費ですが、こちらでも平成30年度子ども・子育て支援交付金の確定に伴い、国への返還が生ずるため426万2,000円増額させていただいております。

第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費ですが、68万1,000円の返還金がございますが、まず1つは、平成30年度子ども・子育て支援交付金の確定に伴い返還が生ずるため、まず償還金利子及び割引料を2万1,000円増額させていただきます。もう一つは、平成30年度未熟児養育医療費負担金、国・県であります。こちらの確定に伴い返還が生ずるため、66万円の償還金及び償還金利子及び割引料を増額させていただきます。

そして、第2目 予防費ですが、こちらは新規事業ですが、小児がん治療で骨髄移植を受けた子供に対し、定期予防接種の再接種が必要な場合の費用を今回20万9,000円増額させていただきます。予防接種の種類が8種類あるそうですが、この各種1人分を今回補正で予算措置させていただきました。財源は2分の1が県の補助金であります。

52ページ、第7款 土木費、第2項 道路橋梁費、第1目 道路維持費であります。こちらは、舗装劣化や道路排水機能低下等により通行人及び車両の通行に支障を来している箇所も

多く、上半期において町内会長や周辺住民の方から修繕等の対応を求められ実施しており、今後のについても昨年と同規模の緊急修繕を見込み、工事請負費を今回342万9,000円増額させていただきました。長池、門間、米野地内でそれぞれ予定しております。

第4目 橋梁維持費ですが、こちらは橋梁点検業務について、橋梁調査時にPCB塗料含有調査が必要となったため、当初予算で計上しておりました額に31万3,000円の委託料を増額するという補正であります。55%が国の補助金で対応するものであります。

第9款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費ですが、こちらは小学校2校のふぐあいがございまして、まず笠松小学校ですが、中舎、西舎、北舎において空調設備機器の不良、そして雨漏り及び漏水が発生しているため、それに係る修繕料を183万5,000円増額しております。空調関係が約43万5,000円、雨漏り修繕が40万円、それから漏水関係が100万円を予定しております。

そして、松枝小学校の関係ですが、まず6月末に給食用のダムウォーターが緊急停止により修繕工事をする事になりまして、こちらで予算を利用しましたので、まずその分を77万9,000円増額させていただきます。もう一つは、屋上のひさしの先端よりモルタルが落下したことに伴い、緊急にひさしの軒先及びバルコニー先端部分の劣化状況の調査を実施するため、委託料を50万6,000円増額補正させていただきます。現在は、そのひさしの下に入らないような対策を行っておりまして、入り口数カ所については仮設の単管パイプによる防護フードを設けております。今後必要な対策方法を検討し、早期に予算措置をし、復旧する計画でありますので、よろしく願いいたします。

第2目 教育振興費ですが、身近な自然や文化について学び、ふるさと岐阜への誇りと愛着を育む清流の国ふるさと魅力体験事業、これの対象に笠松及び松枝小学校4年生が決定し、笠松小学校においては、美濃和紙の里会館、それから、松小については、かかみがはら航空宇宙博物館において体験学習を行う費用を49万9,000円増額補正するものであります。財源は全て県の支出金であります。

最後に、第11款 諸支出金、第2項 基金費、第1目 財政調整基金費ですが、前年度繰越金を全額予算計上し、今回の増額補正の財源に充てた後の余剰財源を財政調整基金に積み立てるため、積立金を1億5,678万7,000円増額させていただきました。

歳入につきましては、歳出で触れなかったもののみ御説明させていただきます。

47ページの第8款 地方特例交付金についてであります。こちらは平成30年度交付額に県の推計を見込んで算定いたしましたが、結果として交付額が減りましたので、118万5,000円を今回減額させていただきます。

第9款 地方交付税ですが、こちらも見込み誤りですが、市町村民税の所得割において、地財計画の伸び率3%を見込まず民間の賃金伸び率1%を見込み予算計上いたしましたが、結果

的に過少見積もりとなったことにより普通交付税が減額となりましたので、その分3,384万3,000円減額補正するという内容であります。

第14款 県支出金ですが、総務費のほうで避難所の備蓄品としてのアルミヒートブランケットを購入するに当たりまして、避難所環境整備事業費補助金を活用することにより、50万円を増額するものであります。県の補助金であります。

第17款 繰入金ですが、介護保険特別会計の平成30年度事業精算に伴い、一般会計へ返還が生じたため1,108万1,000円を増額。そして、財源に充てていました財政調整基金繰入金を4,366万2,000円減額するという補正を行っております。

第20款 町債では、臨時財政対策債発行可能額の確定に伴いまして700万円を減額しております。あわせて第2表の地方債補正も行わせていただいております。

以上が、今回の一般会計の補正予算の内容であります。

続きまして、53ページの第61号議案 令和元年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。1,906万3,000円の増額補正であります。

歳出につきましては、平成30年度国民健康保険給付費等交付金、普通交付金分ではありますが、こちらの精算に伴い返還金を1,906万3,000円増額いたします。

歳入につきましては、今回の増額補正に伴い、不足する財源に前年度繰越金を充てるため、繰越金を1,906万3,000円増額するという補正内容であります。

以上が61号議案であります。

56ページの第62号議案 令和元年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。7,148万円の増額補正であります。

こちらも歳出からであります。まず確定申告の更正により、平成29年度及び平成30年度の介護保険料が減額となったため、還付の保険料9万8,000円。当初予算で30万円計上してありますが、9万8,000円足りないということで、この支払いに要する予算措置を行うものであります。平成30年度の介護給付費及び地域支援事業費に係る国・県負担金及び社会保障診療報酬支払基金交付金並びに一般会計繰入金の精算に伴い、負担金等償還金を4,315万9,000円、そして一般会計繰出金1,107万6,000円を増額するものであります。

また、前年度繰越金を全額予算計上して、今回の事業精算による増額補正の財源に充てた後の前年度保険料余剰分1,714万7,000円について、介護保険基金積立金に積み立てるため予算措置を行うものであります。

歳入については説明を省略します。

続きまして、62ページの第63号議案 令和元年度笠松町下水道事業会計補正予算（第2号）についてあります。

3,137万3,000円の増額補正であります。

62ページの収益的収入ですが、こちらは、下水道使用料改定に伴う使用料収入の増額で1,317万7,000円を増額しております。

収益的支出ですが、平成30年度分の消費税額の確定に伴う平成30年度確定申告分の消費税額を804万9,000円計上。そして、令和元年度中間確定申告納付予定の消費税額を622万4,000円増額しております。

資本的収入のほうでは、流域下水道事業建設負担金の増額に伴う企業債を増額しております。2,060万当初見込んでいたものを、1,710万円増額した3,770万円の事業債の補正を行っております。

それから、資本的支出ですが、こちらは県が令和元年度流域下水道事業における国費の内示を受けまして、今年度の執行計画が事業の前倒し等で負担金を1,600万2,000円増額しましたので、この補正であります。県のほうは、同じく9月に県議会で予算を確保される予定であります。

以上が63号議案の下水道の補正であります。

64号議案から第68号議案までの決算認定の5議案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付して町議会の認定に付すものであります。また、第69号議案、水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分については、地方公営企業法第30条第4項及び第32条第2項の規定に基づき決算を、こちら監査委員の意見をつけて町議会の認定に付すとともに、剰余金の処分について町議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、それぞれ担当部長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、第64号議案 平成30年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定から第68号議案 平成30年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定までの5議案を一括して説明をさせていただきます。

お手元にお配りをさせていただいております平成30年度決算説明資料、こちらにより説明をさせていただきますので、御準備をお願いいたします。

まず1ページ、2ページをごらんいただきたいと思います。

5つの会計の決算額の合計といたしまして、歳入総額128億2,267万6,620円、前年度に比べ7.9%の減でございます。歳出総額につきましては、121億5,655万986円、前年度に比べ7.8%の減となっております。歳入歳出差引額6億6,612万5,634円となりました。下の円グラフには、各会計の歳入歳出の決算額を割合で表示しております。

3ページ、4ページをごらんください。一般会計の歳入決算額を各款ごとに表示したものでございます。

歳入済額72億9,609万6,772円、予算現額との比較をいたしまして2億9,254万1,772円の増、

収入割合は104.2%となっております。前年度比6.9%の減でございます。

4ページにあります未収入額につきましては、第1款 町税は、不納欠損額を含め1億2,113万860円、こちらは前年度比4.7%の減でございます。

第11款 分担金及び負担金の未収入額は669万730円、こちらは保育料や放課後児童クラブ利用料の未収入額で、前年度比0.4%の増でございます。

第12款 使用料及び手数料の未収入額600円は、獣畜の火葬場施設使用料1件分でございます。

歳入の詳細につきましては、後ほど決算認定資料に沿って御説明をさせていただきます。

次に、5ページ、6ページをごらんいただきたいと思います。こちらは一般会計の歳出決算額を各款ごとに表示したものでございます。支出済額の合計は68億3,137万2,765円で、歳出予算の執行率は97.5%となっております。

第9款 教育費の翌年度繰越額54万円につきましては、平成30年度から令和元年度に繰り越した松枝小学校と下羽栗小学校の振興事業で、こちらは両校へ冷水器を設置する費用ということで繰り越しをしております。

歳入の詳細につきましても、後ほど決算認定資料に沿って御説明をさせていただきます。

次の7ページ、8ページをごらんください。地方財政状況調査によります年度別の収支状況を過去5年間分表示しております。平成30年度の状況につきましては、表の一番右でございます。平成30年度の歳入歳出差引額、形式収支C欄4億6,472万4,000円となりました。この形式収支C欄から翌年度へ繰り越すべき財源D欄の54万円を差し引いた額、実質収支E欄が4億6,418万4,000円でございます。この実質収支E欄から前年度実質収支を差し引いた額、単年度収支F欄7,991万2,000円の黒字となっております。この単年度収支F欄に基金積立金G欄を加え、基金取崩額I欄を差し引いた額が実質単年度収支ということで、表の一番下になりますが、7,128万5,000円の黒字となりました。

続きまして、9ページから24ページにかけては、決算データといたしまして科目ごとの決算額の多い順でありますとか、歳出の性質別、目的別の経費を過去の推移等を含め掲載させていただきますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

少し飛びまして、25ページ、26ページをごらんいただきたいと思います。上段には給与費を表示しております。共済費を含む給与費合計額が表の右下になりますが、8億623万7,272円で、前年度比1.2%の減となっております。職員数につきましては、平成30年4月1日で126人でしたが、年度内に5人退職、新年度に3人採用しましたので、平成31年4月1日現在の職員数は124人となっております。

下段には町債の状況を表示してございます。平成30年度末の現債額70億5,627万9,617円、前年度比0.3%の減となりました。平成30年度中の起債額ということでございます。まず総務債

につきましては、Jアラート瞬時警報システム更新事業で2件、臨時財政対策債2件、総務債の計といたしまして4件、3億3,640万円の借り入れでございます。土木債につきましては、サイクリングロード整備事業1件、排水路改良事業1件、土木債の計2件で1億4,260万円の借り入れでございます。災害復旧債として1件、790万円の借り入れでございます。平成30年度中の借入合計は、7件で4億8,690万円となっております。

一方、平成30年度中に償還が完了した件数は4件でございます。よって、未償還件数は7件の借り入れ、4件完了しておりますので、前年度に比べ3件増の94件となっております。

続きまして、一般会計の歳入についての御説明をさせていただきますので、今回から歳入の決算認定も新たに作成をして添付させていただきますので、分厚くなっておりますので2冊に分かれております。もう一冊のこちらの決算認定資料というのがあると思いますので、こちらを御用意いただきまして、1枚めくっていただきまして、47ページになります。

第1款 町税でございます。こちらは歳入の38.4%を占めております。決算額28億478万6,000円、前年度比0.6%の増でございます。

第1項 町民税、第1目 個人、決算額11億8,719万1,000円、前年度比0.1%の減でございます。こちらにつきましては、分離譲渡所得が前年度比で大幅減となりましたが、給与所得者の全ての所得階層での増及び1,000万超えの給与収入に対する控除額の引き下げによる所得増によりまして、全体では微増となっております。収納率は現年課税分で98.7%でございます。

第2目 法人、決算額1億6,584万2,000円、前年度比19.4%の増でございます。こちらにつきましては、法人割納税額100万円以上の20法人のうち、15の法人が増額となったこと。そして、均等割も高額の新設法人があったため、全体では大幅な増となりました。収納率は現年課税分で99.5%でございます。

第2項 固定資産税、第1目 固定資産税、決算額12億7,662万6,000円、前年度比1.1%の減でございます。こちらにつきましては、償却資産は主要工場の増加申告、そして新設法人による新設申告により微増となりましたが、平成30年度は評価替えの年度でもございました。土地は地価の下落を反映した価格修正により減。家屋につきましても、時点修正等を行ったものの、評価替えにより評価額が下がったことによる減となったため、全体でも減となっております。収納率は現年課税分で98.8%でございます。

第3項 軽自動車税、第1目 軽自動車税、決算額4,892万3,000円、前年度比5.3%の増でございます。こちらにつきましては、平成28年度税制改正に伴いまして、新税率の適用台数の増によるものでございます。

第2款 地方譲与税から、49ページにかけまして第7款 自動車取得税交付金、こちらまでは国税や県税の収入額に応じまして、全て右のページに記載しております条件によりまして譲与や交付をされた額でございます。後ほどお目通しいただきたいと思っております。

第8款 地方特例交付金でございます。決算額1,925万4,000円で、前年度比26.9%の増でございます。こちらにつきましては、住宅借入金特別控除の対象者の増によりまして、減収を補う交付金が増となったためでございます。

第9款 地方交付税でございます。決算額11億4,096万4,000円、前年度比4.6%の増でございます。

51ページをお開きください。第12款 使用料及び手数料でございます。決算額8,803万9,000円、前年度比36.8%の増でございます。この前年度比36.8%の増の要因といたしましては、もう1ページめくっていただきまして、53ページをお開きください。

第2項 手数料、第3目 衛生手数料、右のページの丸の下から2つ目、事業系一般廃棄物処理手数料、笠松競馬場の馬ふん処理費用ということで2,483万7,000円を記載しておりますが、前年度に比べまして2,342万4,000円増となっていたことが要因と思っております。

第13款 国庫支出金、決算額7億8,639万8,000円、前年度比8.7%の減、そして、57ページの第14款 県支出金、決算額4億7,721万4,000円、前年度比0.6%の減でございます。この第13款の国庫支出金、第14款の県支出金につきましては、町が実施した事業に伴い、国や県から負担金、補助金としていただくものでございます。補助率等も記載しておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

61ページをお開きください。第15款 財産収入、決算額790万3,000円、前年度比186.5%の増でございます。この増の要因につきましては、第2項 財産売払収入、第2目 物品売払収入で13万1,000円、これは旧長池の給食センターの備品を売り払った収入でございます。

それともう一つ、第3目 残余財産売払収入500万円、こちらにつきましては、笠松町の土地開発公社の解散に伴い出資金の返還があったからということで、前年に比べて186.5%の増となっております。

第16款 寄附金、決算額4,876万円、前年度比21.2%の増でございます。こちらはかしまつ応援寄附金や篤志者などからの寄附金でございます。

第17款 繰入金、決算額3億1,354万5,000円、前年度比31%の減でございます。

63ページをお願いいたします。第19款 諸収入、決算額6,418万4,000円、前年度比41.1%の増でございます。主なものといたしましては、福祉医療費に係る過年度収入や市町村振興協会市町村交付金などでございます。

65ページをお願いいたします。第20款 町債、決算額4億8,690万円、前年度比46.3%の減でございます。内容につきましては、先ほど25ページで説明しましたので、省略させていただきます。

以上が一般会計の収入でございます。

○議長（伏屋隆男君） 提案説明の途中ですが、1時30分まで休憩をします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時30分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

それでは、決算の歳出について説明願います。

堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、午前中に引き続きまして、決算認定資料の67ページをお開きいただきたいと思えます。

67ページからは、一般会計の歳出の決算認定資料になります。この決算認定資料では、決算年度におけます重点事業、あと新規事業などの執行状況について主に説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず第1款 議会費、決算額7,494万7,000円、執行率98.0%、前年度比1.4%の減でございます。

第2款 総務費 7億2,719万3,000円、執行率96.1%、前年度比0.7%の減でございます。

第1項 総務管理費、第1目 一般管理費の地域生活安全推進事業では、平成29年度から開始をいたしました青パトを活用したパトロールが2年目となりました。活動回数105回、実施講習受講者131人と活動等もふえ、安心して暮らせる町を目指して取り組んでいるものでございます。

69ページをお開きください。第5目 町民バス運行費の公共施設巡回町民バス運行事業では、平成30年度の利用者数は8万2,246人と前年度に比べまして2,803人増ということで利用者も年々増加しており、多くの方に御利用していただいております。また、平成30年12月25日には、平成5年から開始をいたしました巡回町民バスの利用者が累計200万人を達成しており、役場前で記念式典を開催いたしました。

第6目 防災対策費の防災備品管理事業では、水、アルファ米、乾パンなどの備蓄品等の計画的な更新に加え、哺乳瓶、粉ミルクなどの乳児用備品の充足に努めたものでございます。

71ページに移ります。一番上の防災行政無線管理事業（同報系）では、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートの受信機等の更新を行いました。前年度に比べ776万9,000円増の1,037万円となっております。

その下の防災緑化推進事業では、平成30年6月に大阪府の北部地震でのブロック塀倒壊事故を受けまして、町内の危険箇所の早期解消を図るため助成制度を拡大いたしました。その結果、ブロック塀等除去補助金につきましては、平成29年度2件でございましたが、平成30年度には48件交付をしたという状況でございます。前年度に比べ349万円増の361万8,000円でございます。

続いて、第2項 企画費、第1目 企画総務費の中でまちづくり事業でございます。一番下になります。岐阜工業高校と連携をして実施しております名鉄笠松駅のイルミネーションでは、平成30年度に新たに子ども会のインリーダーとコラボして実施いたしました。そのほかにも町制施行130年記念事業といたしまして、町制施行100年に埋設をしたタイムカプセルの到着式を平成30年8月15日に開催いたしております。

73ページへ移ります。上から2つ目、かさまつ応援事業では、全国から2,564件、金額といたしまして2,918万6,000円の御寄附をいただき、基金に積み立てたわけでございます。総務省からの通知によりまして返礼割合を3割以下、地場産品に限るという通知どおりの返礼品で対応をしておるところでございます。

その下の笠松力検定事業では、町生誕120年の記念事業といたしまして開始をいたしまして、平成30年度には10回目を迎えたわけでございます。毎年多くの方に受検をしていただき、笠松町を知っていただく機会になっておるものでございます。

第4目 地方創生推進事業費では、国の地方創生交付金を活用いたしまして、レンタサイクルを冬季や雨天時以外の土・日、祝日に実施をいたしまして、平成30年度には70日運営、1,946台利用をしていただきました。また、平成31年3月31日には、サイクリングロードの完成記念イベントといたしまして、親子サイクリングツアーやセグウェイの試乗体験、スタンプラリー等を実施し、交流人口の増加に努めているところでございます。

第3項 徴税費、第2目 賦課徴収費でございます。75ページのほうに移らせていただきます。上から3つ目の収納管理事務事業では、2つ目の表に記載をしてありますように、平成30年度町全体での収納率は、現年課税分が98.8%、滞納繰越分が24.4%、収納率の合計といたしまして95.9%となり、前年度に比べ0.3%の増となっております。

第4項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費では、住民基本台帳ネットワークシステム事業で、通知カード・マイナンバーカード関連事務に係る地方公共団体情報システム機構への交付金の支払いや、住基ネットワークシステム等改修委託といたしまして旧姓併記対応改修を行いました。平成30年度のマイナンバーカードの発行枚数は278枚で、累計では2,338枚となっております。

77ページをごらんいただきたいと思います。第3款 民生費、決算額24億3,464万3,000円、執行率97.4%、前年度比1.8%の減でございます。

第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費の中で地域福祉計画策定事業につきましては、平成31年3月に第3期笠松町地域福祉計画を策定いたしました。

79ページをお開きください。第3目 老人福祉費の中の敬老福祉事業では、百歳長寿者褒賞祝金4人分、敬老祝金690人分、そのほかにも敬老会、敬老のつどいの経費などでございます。

第4目 障害福祉費になりますが、81ページをごらんください。上から2つ目の事業、障が

い者自立支援給付事業でございます。介護給付費等、そして、障がい児通所支援費等の件数が増加したことによりまして給付費も増加をしており、前年度に比べ1,419万9,000円増の3億4,819万1,000円となりました。

その下の障がい者地域生活支援事業では、新たに岐阜南部に設置をいたしました精神障害者の相談業務等を委託した基幹相談支援センター事業を開始いたしました。また、平成29年度より開始いたしました一般就労に向けた就労訓練支援事業では、3人の方に対して支援を行っております。

83ページに移ります。第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費の児童手当等支給事業では、支給者数の減によりまして、前年度に比べ1,135万4,000円減の3億7,130万3,000円となっております。

85ページをお願いいたします。一番上の事業で保育総合支援事業でございます。笠松保育園の遊戯室の床改修や保育室のロッカー整備、そして第一保育所の関係でいきますと、ブロック塀倒壊事故を受けまして、ブロック塀の改修を行いました。この2つの保育所・保育園に対しまして、施設改修補助を行っているものでございます。

87ページへお願いをいたします。第3目 子育て支援推進費の中で放課後児童クラブ運営事業でございます。夏休みの利用者が前年度より29人増の299人の利用となり増額となっているものでございます。

89ページに移らせていただきます。下のほうに子どもホッとカード事業というものがございます。これにつきましては、岐阜連携都市圏事業の一つといたしまして、子ども専用悩み相談窓口の案内カードを町内の小・中学校、そして岐阜工業高校の全生徒に配付したものでございます。カードの配付枚数は2,813枚でございます。

91ページへ移らせていただきます。第4款 衛生費、決算額8億7,547万2,000円、執行率97.8%、前年度比1.6%の増でございます。

第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費の母子保健健康診査事業では、継続実施しております特定不妊治療費の助成事業や、一般不妊治療費助成事業によりまして治療されている方も増加しておりますし、認定資料に記載の出生実績となっております。

第2目 予防費の予防接種事業では、感染症予防のための各種予防接種の実施をしているところでございます。

93ページに移ります。第3目 健康増進事業費では、健康診査実施事業、そしてがん検診推進事業等々を実施し、早期発見及び予防を図っているところでございます。

95ページに移ります。第5目 環境衛生費でございます。まず火葬場管理運営事業といたしまして施設改修を行っております。まず4号炉の改修、そして換気設備の設置、こちらもブロック塀の倒壊事故を受けまして、火葬場入り口に大谷石の塀がありましたので、その塀を撤去

しフェンスを設置しております。その結果、前年度より1,578万円増の2,407万6,000円となったわけでございます。

その下の墓地管理運営事業では、こちらもブロック塀の倒壊事故を受けまして、北及霊苑のブロック塀を撤去し、フェンスを設置しております。また、長年懸案となっておりました下羽栗中央墓地の駐車場不足、こちらの件で隣地が購入できましたので、駐車場の整備をいたしました。こちらも前年度より929万9,000円増の1,012万7,000円となりました。この火葬場と墓地の改修等整備につきましては、火葬場施設等整備基金を活用させていただいております。

第2項 清掃費、第1目 塵芥処理費の中で、97ページ、ごみ収集・処分事業でございます。前年度に比べ3,417万7,000円増の5億6,829万5,000円となりました。右のページの上から3つ目でございます。県外民間施設への運搬、焼却処分を行います民間施設搬入業務委託料は8,423万7,000円で、民間施設搬入の処分量は6,775トン、前年に比べ178トン増となっております。

下のほうに行ってくださいまして、笠松競馬場馬ふん処理委託ということで2,366万4,000円記載をしております。歳入のときでも若干触れましたが、豚コレラの影響でJ A岐阜堆肥センターが9月以降停止し、持ち込みができなくなりまして、廃棄物として処分するため、この委託料が大幅にふえている状況でございます。

また、平成30年度には廃棄物減量等推進審議会を開催いたしまして、審議会からの御意見等を参考に、平成31年4月からの事業系可燃ごみ有料化を決定し、周知に努めてまいりました。

99ページへ移らせていただきます。第2目 し尿処理費でございます。その中でし尿（浄化）処分事業で、投入量は4,745トン、前年度に比べ49トンの減となりました。

続いて、第5款 農林水産業費、決算額4,048万1,000円、執行率が93.9%、前年度比18.7%の減でございます。

第1項 農業費、第1目 農業委員会費の機構集積支援事業では、農地の管理につきましては、高齢化や担い手不足の状況が進む中、農地の所有者に対しまして、農地の今後の意向についてアンケートを実施するため、年度末に所有者に対しアンケート調査を依頼したところでございます。

第3目 農業振興費の中で農業再生事業では、水稻生産目標面積が81.45ヘクタールに対しまして、水稻作付確定面積は74.98ヘクタールで、生産調整は達成しているところでございます。

101ページに移らせていただきます。第6款 商工費、決算額6,508万円、執行率89.1%、前年度費10.5%の増でございます。

第1項 商工費、第2目 商工業振興費の中で創業支援事業がございます。こちらは町商工会へ創業塾開催の業務を委託しております。申込者7人に対し受講者が5人という実績でござ

います。また、空き店舗等を活用した創業者に対し、家賃補助も行っております。

続きまして、103ページへ移らせていただきます。第7款 土木費、決算額8億2,601万6,000円、執行率98.6%、前年度比12.3%増でございます。

第1項 土木管理費、第1目 土木総務費の中で、地籍調査事業では、災害復旧の迅速化につながるため平成26年度から実施し、5年目となる地籍調査の委託料でございます。

第2項 道路橋梁費、第1目 道路維持費の中で道路修繕事業では、舗装修繕工事を3,315平米、堤防の除草が5万6,346平米の実施をいたしました。どちらも前年度に比べ面積が増となったため、前年度に比べ773万3,000円増の3,852万8,000円となっております。

第3項 河川費、105ページに移りまして第2目 河川新設改良費でございます。その中で排水路改良事業がございます。2億4,338万8,000円でございます。こちらにつきましては、笠松町流域関連公共下水道（雨水）事業計画に基づきまして、円城寺の雨水調整池上流部の排水路の整備を行っております。平成30年度には記載のとおり、円城寺雨水調整池工事現場監理業務委託、そして機械電気設備工事の積算業務委託、雨水貯留施設等の工事を実施いたしました。その中で、うち繰越明許分として数字も記載させていただいておりますが、こちらは、平成29年度から平成30年度への繰越明許費分として2億2,860万5,000円が含まれているものでございます。

続いて、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費の中で都市計画策定事業では、岐阜都市計画区域マスタープランの見直しに必要な計画変更素案の策定、そして、都市計画道路2路線の見直しの変更図書作成委託を実施いたしました。

第2目 公園費では、その中のサイクリングロード整備事業でございます。水防センターからトンボ天国までの接続園路整備工事の実施をいたしまして、平成26年度から平成30年度までのサイクリングロード整備計画に基づき、みなと公園から河川環境楽園までの約5キロが全線開通をいたしました。

続きまして、第8款 消防費、決算額3億7,318万3,000円、執行率は98.9%、前年度比8.6%の増でございます。

第1項 消防費、第1目 非常備消防費でございます。消防団等活動事業・操法大会事業では、消防団員の活動の充実を図りまして、消防団を中核とした地域防災力の強化に努めているところでございます。消防団員の定数120人に対し、団員数は前年度に比べ7人増の116人ということでございます。

107ページをごらんいただきたいと思います。第2目 消防施設費の中で常備消防事務事業でございます。こちらは羽島郡広域連合への負担金でございますが、平成30年度には屈折はしご車オーバーホール修繕によりまして、前年度に比べ3,122万5,000円増の3億4,373万8,000円となっております。

続いて、第9款 教育費、決算額6億524万5,000円、執行率が95.4%、前年度比54.1%の減でございます。

第1項 教育総務費、第1目 教育総務費の中で教育委員会運営事業では、中学校部活動社会人指導者への謝礼が追加されたことによりまして、新たに羽島郡二町教育委員会分担金を負担しておるものでございます。

少し下のほうに行きまして、特色ある教育活動推進事業では、光文庫読書感想文のラジオ、そしてテレビ番組の制作、JFAこころのプロジェクト、外国人英語指導助手委託などを実施いたしました。その中の外国人英語指導助手委託につきましては、かさまつ応援寄附金を充当しております。

第2項 小学校費、第1目 学校管理費の中で、次の109ページになりますが、上から2つ目、3つ目、4つ目、各小学校の管理事業に記載をしておりますが、笠松小学校では、放送設備改修、図書室の空調機取りかえ工事、松枝小学校では、放送設備改修、2階東トイレの小便器の改修工事、下羽栗小学校では、国旗掲揚塔設置、調理室エアコン設置の工事を行っております。

その下の情報教育ネットワーク事業では、学習意欲及び教師の授業技術向上を目的に電子黒板、そしてタブレット等の学校ICTを導入いたしまして、全額かさまつ応援寄附金にて充当しているところでございます。

第2目 教育振興費の上から2つ目、松枝小学校教育振興事業、そして、下羽栗小学校教育振興事業では、翌年度への繰越明許額と記載しております。これは、平成30年度から令和元年度への繰越明許事業として6月の第2回定例会で御報告させていただきました繰越明許費の計算書の事業であります。松枝小学校、下羽栗小学校の両小学校に冷水器を設置する費用として繰り越しをしているものでございます。

続いて、111ページをごらんください。第3項 中学校費、第1目 学校管理費の中で情報教育ネットワーク事業でございます。こちらも小学校と同様に学校ICTを導入いたしております。全額かさまつ応援寄附金を充当しているところでございます。

第4項 学校給食センター費でございます。平成30年4月より円城寺のほうに新学校給食センターが稼働をいたしました。学校給食センターには見学コースもございまして、平成30年度には18団体470人の方が見学をされ、調理説明や試食などをして食育を学んだところでございます。

113ページをごらんください。第5項 社会教育費、第2目 公民館費でございます。その中で中央公民館施設管理事業では、社会教育費寄附金を活用いたしまして、大ホールにミーティングチェア300基、専用台車8台を購入いたしました。

115ページをごらんください。第4目 歴史未来館費の中で歴史未来館展示活動推進事業で

は、企画展を7回実施し、3周年記念といたしまして、講演会も2回実施したところでございます。

117ページをごらんください。第10款 公債費、決算額5億4,626万6,000円、執行率は99.8%、前年度比4%の増でございます。借入先の元金及び利子の償還額、年度末の未償還元金は表に記載のとおりでございます。

119ページをごらんください。第13款 災害復旧費753万5,000円ということで、平成30年度に新たに補正で計上したものでございます。台風21号の被害によりまして、防災倉庫、こども館、桜木の倒木、みなと公園、中学校、スポーツ交流館等々の修繕、撤去を行ったところでございます。

少し飛びまして、153ページをごらんいただきたいと思います。こちらの表につきましては、この平成30年度決算から新たに追加をさせていただいた表でございます。この表は平成29年度から平成30年度への繰越事業、その決算額の全体が不明瞭であるという状況でしたので、参考資料として一覧にさせていただいております。平成29年度から平成30年度への繰越事業は1事業だけでございました。排水路改良事業ということで繰越額が2億2,970万1,000円、そして決算額は2億2,860万4,680円、そして、不用額として109万6,320円は繰り越しているということでございます。

続きまして、特別会計の決算について御説明をさせていただきますので、27ページにお戻りいただきたいと思います。

決算説明資料の27ページ、国民健康保険特別会計でございます。

歳入総額26億2,701万8,286円、収入割合は99.4%、前年度比13.3%の減でございます。

歳出総額25億2,537万9,353円、執行率95.6%、前年度比8.7%の減でございます。平成29年度までにつきましては、町が保険者となり運営をしておりましたが、平成30年度より県と町がともに運営をする体制となっておりますので、歳入歳出の科目が変更となっているものでございます。

歳入総額の19.2%を占めます国民健康保険税は、収入済額で5億583万8,263円で11.6%の減となりました。平成30年度の医療給付費分の税率につきましては、所得割が6%、資産割が20%、均等割が2万5,400円、平等割が2万9,600円、限度額は58万円でございます。収納率の合計は69.2%で2%の減となっております。

未収入額につきましては、第1款 国民健康保険税は2億2,506万2,815円で、前年度比2.9%の減となっております。

第7款 諸収入は、一般被保険者療養給付費返納金で7万6,848円が未収入となっております。

続いて、29、30ページをごらんいただきたいと思います。

30ページが一番上の表でございます。被保険者1人当たりの療養給付費及び療養費の合計は、表の一番右の下から2つ目になりますが、29万246円で3.3%の増という結果になっております。

続いて、31ページをごらんください。後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入総額2億7,261万2,094円、収入割合につきましては99.7%、前年度比2.9%の増でございます。

歳出総額につきましては2億7,240万5,079円で、執行率は99.7%、前年度比3.1%の増でございます。

歳入総額の69.6%を占めます後期高齢者医療保険料は、収入済額で1億8,980万300円でございます。保険料率は、所得割が7.75%、均等割が4万1,214円、限度額は62万円でございます。収納率の合計は98.8%で0.1%の減でございます。未収入額につきましては232万1,300円で、前年度に比べ10.9%の増となっております。

続きまして、34ページをごらんいただきたいと思っております。上段の表が笠松町の保険料でございます。平成30年度の平均被保険者数は3,178人で1人当たりの保険料は5万9,484円でございます。下段は広域連合の保険料でございます。平成30年度平均被保険者数は30万677人で、1人当たりの保険料は5万9,024円という状況でございます。

続きまして35ページ、介護保険特別会計に移らせていただきます。

歳入総額18億3,572万1,803円で、収入割合は101%、前年度比0.3%の増でございます。

歳出総額につきましては17億6,393万4,010円で、執行率が97%、前年度比0.3%の減でございます。

歳入総額の23.4%を占めます介護保険料は、収入済額で4億2,917万7,550円でございます。介護保険料の基準年額は7万200円でございます。収納率の合計は97.5%で0.1%の増でございます。未収入額は保険料で1,119万4,950円で、前年度比3.8%の増となっております。

37、38ページをごらんください。介護サービスの状況を表示しております。38ページの一番上、合計欄に受給者1人当たりの月平均は合計で15万478円、前年度に比べ0.1%増という状況になっております。

続きまして、39ページをごらんください。下水道事業特別会計でございます。この下水道事業特別会計は、法適用に伴いまして3月31日までの決算となっているものでございます。

歳入総額7億9,122万7,665円、収入割合は98.5%、前年度比17.6%の減でございます。

歳出総額につきましては7億6,345万9,779円、執行率が95.1%、前年度比19.2%の減でございます。

使用料及び手数料の収入済額では2億4,623万4,174円で、前年度比3.5%の減となっております。使用料の収納率は95.1%でございます。収入の中の未収入額につきましては、第1款使用料及び手数料は1,258万2,746円、前年度比236.6%の増となっております。

第4款 諸収入は、岐南町からの公共下水道維持管理負担金で325万9,025円が未収入となっておりますが、平成30年度につきましては、先ほど申しましたように法適用に伴いまして、3月31日までの打ち切り決算となっております。出納閉鎖期間がなかったことによるものでございます。

平成30年度末の下水道整備率につきましては、全体の計画区域面積683ヘクタールに対しまして74.4%、そして認可区域面積668.4ヘクタールに対しまして76%、水洗化率では、人口で82.7%となっております。一番下の表につきましては、下水道会計の町債の状況でございます。平成30年度末の現債額は45億1,125万8,681円、前年度に比べまして1億9,055万9,669円の減となっております。

平成30年度中の起債額、いわゆる借り入れにつきましては、5件、2億750万円でございます。平成30年度中に償還が完了した事業が4件ございましたので、最終的に未償還件数は1件増の126件となっております。

続きまして、42ページをお開きいただきたいと思います。こちらは財政関係指標の推移を5年間表示しております。平成30年度については一番右にございます。3つだけ御説明をさせていただきます。

まず上から4つ目、財政力指数でございます。0.71でございます。これは数値が高ければよいとされまして、基準財政収入額を基準財政需要額で除した過去3年間の平均数値でございます。1年前の平成29年の数値になりますが、県下平均では0.58、そして笠松町の平成29年度の数値は0.71でございました。上から10番目という状況になっております。

その下の経常収支比率93.8でございます。一般的には70から80の間とされておりまして、この数値が低いほど財政に弾力性があり、高いほど財政が硬直化しているというものでございます。平成29年度の県下の平均は89.7、笠松町は90.3で高いほうから14番目でございます。

その4つ下へ行きますと、実質公債費比率6.5でございます。こちらは一般会計、特別会計、一部事務組合等の繰出金も含めた公債費の標準財政規模に占める割合でございます。平成29年度の県下平均は5.8、笠松町は6.0ということで23番目でございました。

続きまして、決算財産に関する調書についてでございます。

もう一つ、別の平成30年度一般会計歳入歳出決算という冊子のほうをごらんいただきたいと思います。

その最後のほうになります。68ページをお開きいただきたいと思います。平成30年度一般会計歳入歳出決算の68ページになります。

こちらからは、決算財産に関する調書ということで御説明をさせていただきます。

1つ目、公有財産、(1)の土地及び建物でございます。

まず土地の行政財産につきましては、給食センター1,272.33平米の増でございます。こちらは

平成30年4月に円城寺の新学校給食センター稼働に伴いまして、普通財産から行政財産に用途変更をした際、旧のセンターと新センターの差し引きによる増でございます。

その下の土木材料置き場につきましては、231平米の減でございます。こちらは第1水源地横の駐車場用地を普通財産に移行したための減でございます。

下のほうに行きまして、公共用地の衛生施設342平米の増、こちらにつきましては、下羽栗中央墓地駐車場用地の購入により増加となっているものでございます。

下のほうに普通財産としてその他土地がございます。1,039.81平米の減でございます。こちらは先ほどの新旧給食センターの差による減、そして、土木材料置き場、第1水源地横の駐車場を普通財産にした増、その差し引きした数字が1,039.81平米というところでございます。

続いて、右の69ページの建物に移らせていただきます。給食センターに434.87平米の増、下のほうの普通財産で434.87の減となっております。こちらにつきましても、学校給食センターを普通財産から行政財産に変更したことによりまして、旧のセンターと新しいセンターとの差し引きによる増減ということでございます。

続きまして、70ページ、71ページをごらんいただきたいと思います。(2)の有価証券と(3)の出資による権利の中で、今回、町長さんがかかりましていろいろ株等々の名義変更を行う際に、全ての有価証券を確認させていただきました。その中で既に喪失をしている株というものなどが判明をし、計上漏れとなっておりますので、その2件について減額をさせていただいております。

まず1つ目の有価証券50万円の減につきましては、こちらは岐阜エフエム放送株式会社が会社更生によりまして、新会社に事業譲渡をいたしました際、所有をしていた株の価値が喪失となりました。しかし、そのときに減を計上するのが漏れておったというところでございます。

そして、(3)の出資による権利の預託金83万9,000円の減でございます。こちらにつきましても、国民健康団体連合会へ預託をしておりました。しかし、既に国保会計のほうに返済済みとなっております、こちらにつきましても計上漏れとなっております。

本当に、今後関係する課でしっかり連携をして確認を取り合って計上漏れのないように努めてまいりたいと思っております。申しわけございませんでした。

そして、その下の出資金の500万円の減につきましては、こちらは土地開発公社の解散に伴いまして、土地開発公社の出資金が減になったというところでございます。

下の物品についてでございます。

まず貨物で1の増となっております。こちらにつきましては、日産の電気自動車の無償リース満了後に買い取りを行ったということで1プラスということになっております。

あと一番下にパーソナルコンピューター186台の増ということになっております。こちらにつきましては、リースアップ後の無償譲渡ということでこれだけの台数が増となっております。

が、主なものといたしましては、職員が使用しておりますイントラ端末、こちらがリースアップ後の無償譲渡で135台プラスとなっております。そのほかには中学校のパソコン教室、あと各小学校の校務用のパソコンも、同様にリースアップ後の無償譲渡となっているものでございます。

続きまして、72ページ、73ページをごらんください。基金の状況でございます。

平成30年度末で21件の基金19億1,412万4,277円の残高でございます。平成30年度中の積立額は4億7,777万5,409円、そして取崩額は3億161万6,834円、平成29年度より1億7,615万8,575円増となっているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 私のほうからは、平成30年度笠松町水道事業会計決算について御説明をさせていただきます。

水道事業会計決算書をごらんいただきたいと思います。

この決算書類に係ります消費税の取り扱いについては、18ページの会計経理重要事項の消費税計数表のとおりとなっておりますので、御参考としてください。また、会計の方針などの注記については、29ページにて御確認をお願いいたします。

それでは、1ページから4ページの決算報告書の中で、(1)の収益的収支についてでございますが、水道事業収益は、決算額2億6,494万9,609円で、対前年度約16万円、0.1%の減。

水道事業費用は、決算額2億454万9,703円で、対前年度比約538万円、2.6%の減となりました。詳細につきましては、5ページの損益計算書で説明をさせていただきます。

続いて、3ページから4ページの資本的収支についてでございますが、資本的収入は、決算額1,638万1,200円で、対前年度約242万円、12.9%減となりました。これは、当該年度において第1水源地改良工事実施設計委託に係る企業債を借り入れたものの、下水道工事に伴う水道管の支障移転工事がなかったことにより減額となったものでございます。

資本的支出につきましては、決算額5,558万4,652円で、対前年度約4,636万円、45.5%の減となりました。主な建設改良工事の内訳は、13ページの事業報告書内の工事概要に、償還等の詳細につきましては、27ページ、28ページの企業債明細書のとおりとなっておりますので、ごらんいただきたいと思います。

ここで、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,920万3,452円、対前年度4,394万円、52.8%の減につきましては、損益勘定留保資金の過年度分で補填をしております。

続いて、5ページをごらんいただきたいと思います。こちらは財務諸表の中の1年間の経営成績を明らかにするため、その期間中に得た収益と、これに対応する全ての費用を記載し、経営活動によってどれだけの効果があったかを示す損益計算書となっております。節別の明細は

附属書類の21ページ以降にございますので、御参照いただければと思います。

1の営業収益は1億9,446万7,580円で、対前年度81万円、0.4%の減となりました。営業収益の大部分を占めます給水収益においては、対前年度約102万円、0.5%の減で、給水件数は増加をしておるものの、生活環境の変化、節水機器の浸透などによりまして、ほぼ同額となっております。

ここで、業務量の概要が14ページに記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。年度末の給水戸数は8,878戸と、前年度に対して43戸の増。また、年間配水量は前年度に対して約9万500立米、3.1%減の281万1,674立米となりました。なお、有収率については84.1%で、対前年度比2.3%増となり、配水量の監視を行うとともに、今後も定期的に漏水調査を実施するなど、引き続き有収率の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、給水に要する単位費用であります給水原価は68円29銭となり、昨年度の72円31銭から減少となり、単位収益であります供給単価81円を12円71銭下回っております。

5ページに戻っていただきまして、2の営業費用は1億9,099万6,630円で、対前年度約607万円、3.1%の減となりました。これは、修繕工事が減少したことによるものが大きな要因となっております。

3の営業外収益は5,383万8,302円で、対前年度約139万円、2.7%の増となりました。これは、長期前受金の戻し入れの増加によるものでございます。これは、平成29年度水道管支障移転工事の負担の影響となっております。

4の営業外費用は516万3,494円で、対前年度145万円、21.9%の減となりました。これは、消費税決算整理分が減少したことなどにより減少となったものでございます。

営業利益と営業外収益及び営業外費用を加減した経常利益は5,214万5,758円で、対前年度約810万円、約18.4%増となりました。

当年度の純利益は対前年度768万円、17%増の5,214万5,758円となりました。したがって、前年度繰越利益剰余金の1,352万1,123円に当年度の純利益を加え、当年度の未処分利益剰余金は6,566万6,881円となりました。

続きまして、7ページの3の剰余金の計算書につきましては、10ページの貸借対照表に記載されている剰余金の当該年度中の増減や変動の内容を示したものでございます。

利益剰余金は、減債積立金の年度末残高は、年度末残高から前年度処分額400万円を加算し8,069万円、建設改良積立金の年度末残高は、前年度末残高から前年度処分額4,100万円を加算し3億6,256万5,896円で、当年度の未処分利益剰余金は、繰越利益剰余金の年度末残高1,352万1,123円に純利益5,214万5,758円を加えた6,566万6,881円となりました。

次に、8ページのほうの財政的基礎を確立し健全な経営を行うために、毎事業、年度に生じた利益の一部等を議会の議決を経て処分をいたします剰余金処分計算書（案）についてござ

いますが、当年度の未処分利益剰余金6,566万6,881円を減債積立金に400万円と、建設改良費積立金に4,800万円の計5,200万円を積立金として処分し、翌年度への繰越利益剰余金については、前年度と同程度の1,366万6,881円にしたいと考えております。

続きまして、9ページから10ページをごらんください。貸借対照表でございます。

資産の部においてでございますが、固定資産では、有形固定資産の現在高の合計は、対前年度6,044万円、2.4%減の24億3,871万6,632円となり、固定資産となります。固定資産の明細につきましては、25ページ、26ページの固定資産明細書のとおりとなっておりますので、お目通しください。

流動資産では、対前年度1億5,903万円、34.5%増の6億2,059万7,043円となり、その内訳につきましては、現金預金、対前年度1億7,780万円、41.1%増の6億1,048万5,448円、未収金は対前年度1,879万円、65.7%減の981万6,041円となりました。

未収金の主なものにつきましては、水道料金で平成30年度現年度分の未収は955万5,032円、3月末の収納率は95.38%、対前年度比0.8%の減でございます。なお、悪質な滞納者につきましては、給水を停止し、使用者の負担の公平が図れるように努めてまいります。

資産の合計は、対前年度比0.1%増の30億5,931万3,675円となりました。

負債の部についてでございますが、固定負債の合計は、対前年度比1.5%減の4億1,761万9,914円となっております。これは、企業債の元金の償還の減少によるものでございます。

流動負債の合計は、対前年度比32.3%減の5,546万3,407円となっております。流動負債のうち未払い金の内訳は、修繕工事や保守点検業務等の営業未払金で607万326円、消費税未払い分の営業外未払金で357万7,800円、配水管及び配水補助管布設替工事等のその他の未払い金で2,475万7,628円となっております。

繰延収益は、長期前受金が対前年度比1.9%減の10億6,658万8,647円となりました。負債の合計は、対前年度5,356万円減となる15億3,967万1,968円となりました。

資本の部におきましては、資本合計は10億1,071万8,930円となっております。

剰余金につきましては、7ページの剰余金計算書のとおりでございます。

資本合計は15億1,964万1,707円、負債と資本の合計につきましては、資産合計と同額の30億5,931万3,675円で、平成31年3月31日現在における貸借対照表のようになりました。

以上、水道事業会計の決算に関する説明を終わらせていただきます。

11ページ以降につきましては決算の附属書類ですので、お目通しをお願いいたします。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 平成30年度各会計の歳入歳出決算及び平成30年度決算に基づく健全化判断比率並びに資金不足比率審査意見、そして、平成30年度笠松町水道事業会計決算に対する監査の結果報告を求めます。

小林監査委員。

○監査委員（小林正明君） 議長の御指名により報告させていただきます。

それでは、お手元の審査結果についてを参照ください。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成30年度の笠松町一般会計歳入歳出決算及び国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、下水道事業の各特別会計の歳入歳出決算、そして同法241条第5項の規定により基金の運用状況を示す決算を、令和元年8月16日、19日、20日の3日間にわたり笠松町役場監査委員室において審査いたしましたので、御報告申し上げます。

審査に付されました各会計の歳入歳出決算書等は、いずれも法令で定める書類の記載様式に準じ適正に処理されており、決算内容も正当かつ正確に表示されておりました。また、予算についても適正に執行されておりました。

審査の総括的意見として、本年度の一般会計の決算額は、歳入72億9,609万6,772円、歳出68億3,137万2,765円であり、前年度と比較すると歳入で6.9%、歳出で8.2%減少しておりました。これに各特別会計を加えた決算総額は、歳入128億2,267万6,620円、歳出121億5,655万986円であり、前年度と比較すると歳入で7.9%、歳出で7.8%減少しておりました。

また、一般会計の実質収支から前年度繰越金と基金取崩額を差し引き、基金積立金等を加えた実質単年度収支については7,128万5,000円の黒字となり、前年度の3,764万8,000円から黒字が増加しました。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は93.8%で、前年度より3.5%悪化しました。今後も町の財政状況は引き続き厳しい状況が続くと思慮されることから、歳入にあっては、一般財源の大半を占める税等の自主財源の確保充実や収入未済額の縮減に最大限努める必要があります。

一方で、歳出にあっては、義務的経費を初め物件費、補助費等の経常的支出についてもできる限り抑制することを根幹とし、各施策、事業の緊急性、重要性等を考慮し、将来的に安定かつ持続可能な行財政運営を推し進め、さらなる町の活性化につながることを期待するものであります。

なお、一般会計及び各特別会計の個別審査意見は、お手元に配付されているとおりでありますので、御参照ください。

また、各種基金につきましては、それぞれの設置目的に沿って適正に運用処理されておりました。しかし、長年利用されていない基金が見受けられるため、いま一度基金の目的及び使途を整理し、有効な活用方法について調査・研究をされるよう望むものであります。

また、公有財産についてもおおむね適正に管理されておりました。

最後に、財政健全化法の施行に伴い、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びに公営企業会計の資金不足比率の財政指標についても8月16日に審査いたしました。

その結果、実質赤字比率等の4つの健全化判断比率及び資金不足比率は、その算定基礎となる事項を記載した書類等についても適正にかつ正確に作成されていることが認められ、健全化判断比率については、財政再建団体の前段階であると判断される早期健全化基準を下回っており、健全な財政運営が図られていると判断しました。

また、公営企業等の資金不足比率については、各公営企業等において資金不足を生じていないため、資金不足比率は算定されておられません。

以上、審査結果の御報告とさせていただきます。

続きまして、水道事業。地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和元年8月19日、笠松町役場監査委員室において、平成30年度笠松町水道事業会計決算を審査しましたので、御報告いたします。

事業収益については、給水戸数が前年度比43戸増加したものの、料金収入である給水収益が前年度対比0.5%減とわずかではあるが減少しております。収入総額は前年度対比0.1%減の2億6,494万9,609円となっております。

一方、事業費は、原水及び浄水費、総係費などが増加したものの、配水及び給水費、資産減耗費、支払利息などが減少し、支出総額は前年度対比2.6%減の2億454万9,703円となり、純利益は5,214万5,758円の黒字決算となっております。これは、経営の効率化、財政の健全化が図られてきた成果として評価できるものであります。

また、資本的収支においては、下水道工事に伴う水道管の支障移転工事がなかったことにより、支出が前年度対比45.5%減少し、工事負担金が減少したことに伴い、収入が12.9%減少しております。

今後の水道事業については、新水道ビジョン及び経営戦略をもとに、水道事業の果たす役割を踏まえ、引き続き安全で質の高い水を将来にわたり安定供給できるよう、適正な水道料金体系の構築を図り、施設の更新・維持を計画的に行いながら、地震等災害時に強い信頼性の高い水道を目指し、利用者のサービス向上に努める必要があります。

さらに、今後とも引き続き経営の効率化、合理化を図られるなど企業経営の健全化に最善を尽くされるとともに、未収金については、滞納状況の把握に努め、収納率の向上により一層の努力を期待するものであります。

詳細につきましては、お手元の決算書類をごらんください。

なお、審査に付された決算書類は、いずれも法令で定める様式に準じて水道事業の状況及び経営成績が正確に表示されており、正当と認められましたので、ここに御報告させていただきます。以上、お願いします。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

お諮りいたします。明9月4日から9月12日までの9日間は、議案精読のため休会とし、9月13日午前10時から本会議を再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明9月4日から9月12日までの9日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（伏屋隆男君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時38分

